



# 鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)  
号外第37号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（職員課）.....	2
	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（ " ）.....	7
	現業職員就業規則の一部を改正する規則（ " ）.....	8
	鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則（文化振興課）.....	9
	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（統計課）.....	10
	鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）.....	11
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（廃棄物・再資源対策課）.....	12

= 公布された規則のあらまし =

### 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 再任用職員の職務の級、号給及び給料月額の設定方法並びに再任用短時間勤務職員の給料月額の決定方法を定めることとした。（第2条、別表第1関係）
- 2 再任用職員の給料の調整額の決定方法を定めることとした。（第2条の2、別表第1の3関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

### 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に行政監察監、事務局長、局長補佐、主任監察委員及び監察員を加えることとした。
- 2 技術吏員をもって充てる職に造園技師を加え、交換室長を削ることとした。
- 3 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

### 現業職員就業規則の一部を改正する規則

- 1 日額旅費を廃止することとした。（第4条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

### 鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 人口動態特別調査に関する規定を削除することとした。（第9条～第15条関係）
- 2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

### 鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

- 1 境港通勤寮の利用に対する費用の徴収月額の上限額を、20,340円（現行 20,000円）に引き上げることと

した。(別表関係)

2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 一般廃棄物処理施設の設置の許可等に係る許可証の様式を定めることとした。(第1条の2、様式第1号関係)

2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者等は、報告書を知事に提出することとともに、同報告書の様式を定めることとした。(第16条、様式第10号の2～様式第10号の5関係)

3 様式について氏名を自署する場合には、押印を省略することができるようにする等所要の改正を行うこととした。(様式第1号の2、様式第2号、様式第4号、様式第5号、様式第7号～様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第14号～様式第16号関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第26号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項等及び別表の表示を除く。)以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、その適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 現業職給料表(1) 地方公務員法(昭和26年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員</p> <p>(2) 現業職員給料表(2) 再任用職員</p> <p>2 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、その額に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超える時は、給料月額100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、再任用職員の職務の級は、1級とする。</p> <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第3条の2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、次項の規定による経験年数に基づき給与条例の適用を受ける者の例によって決定する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 全3項の規定にかかわらず、再任用職員の給料月額、給料表に掲げる給料月額のうちから、その者</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額)とする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第3条 略</p> <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第3条の2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、次項の規定による経験年数に基づき職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例によって決定する。</p> <p>2及び3 略</p>

の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定する。

- 5 再任用短時間勤務職員の給料月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800
21	260,400	405,200	426,000	
22	269,100	408,700	429,700	
23	277,800	412,300	433,300	
24	286,300	415,800	437,000	
25	294,700	419,300	440,700	
26	305,700	422,800		
27	314,400	426,300		
28	322,900	429,900		
29	331,200			
30	338,900			

31	346,500			
32	353,800			
33	359,600			
34	364,500			
35	368,500			
36	371,900			
37	374,900			
38	377,800			
39	380,400			
40	383,000			
41	385,600			
42	388,200			
43	390,900			
44	393,700			

別表第1 (第2条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000

20	243,200	400,000	422,300	465,800
21	260,400	405,200	426,000	
22	269,100	408,700	429,700	
23	277,800	412,300	433,300	
24	286,300	415,800	437,000	
25	294,700	419,300	440,700	
26	305,700	422,800		
27	314,400	426,300		
28	322,900	429,900		
29	331,200			
30	338,900			
31	346,500			
32	353,800			
33	359,600			
34	364,500			
35	368,500			
36	371,900			
37	374,900			
38	377,800			
39	380,400			
40	383,000			
41	385,600			
42	388,200			
43	390,900			
44	393,700			

## イ 現業職給料表(2)

職務の級	給料月額		
	第1類	第2類	第3類
1 級	153,400円	191,900円	221,500円

別表第1の3 (第2条の2関係)  
調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員 以外の職員	略	略
再任用職員	1 級	第1類 5,200円 第2類 6,700円 第3類 8,700円

別表第1の3 (第2条の2関係)  
調整基本額表

職務の級	調整基本額
略	略

別表第2 (第2条、第3条関係)  
級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	略
2 級	1 車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務 2 略
3 級	1 略 2 困難な業務を行う車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務
4 級	略

別表第2 (第2条、第3条関係)  
級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	略
2 級	1 車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長又は交換室長の職務 2 略
3 級	1 略 2 困難な業務を行う車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長又は交換室長の職務
4 級	略

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第27号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則 (昭和39年鳥取県規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 (第3条関係)</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・<u>行政監察監</u>・課長・所長 (第3号に掲げるものを除く。)・副所長・局長・副局长・室長・院長 (第3号に掲げるものを除く。)・園長・場長・館長・校長・<u>事務局長</u>・参事・主査・検査監・検査専門員・課長補佐・室長補佐・<u>局長補佐</u>・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主任監察員・主計員・係長・企画員・大山地域振興企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防監理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納</p>	<p>別表 (第3条関係)</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・課長・所長 (第3号に掲げるものを除く。)・副所長・局長・副局长・室長・院長 (第3号に掲げるものを除く。)・園長・場長・館長・校長・参事・主査・検査監・検査専門員・課長補佐・室長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主計員・係長・企画員・大山地域振興企画員・副主幹・秘書・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防監理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹</p>

員・会計員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹

(2) 略

(3) 技術吏員をもって充てる職

院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・専門研究員・研究技監・医長・副医長・技幹・総婦長・婦長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護婦・看護師・准看護婦・准看護師・保健婦・保健士・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士、食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ポイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

(2) 略

(3) 技術吏員をもって充てる職

院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・専門研究員・研究技監・医長・副医長・技幹・総婦長・婦長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護婦・看護師・准看護婦・准看護師・保健婦・保健士・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士、食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・交換室長・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ポイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第28号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費) 第4条 職員に対し支給する旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、旅費の支給に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p>	<p>(旅費) 第4条 職員に対し支給する旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和45年7月鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 道路技術員の職にある者が道路の維持修繕のため、その所属する土木事務所の管轄区域を旅行する場合には、前項の規定にかかわらず、条例の規定の適用を受ける者で職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年7月鳥取県人事委員会規則第25号）第14条第1号に規定する旅行をするものの例により日額旅費を支給するものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、旅費の支給に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p>

附 則

- この規則は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 改正後の現業職員就業規則の規定は施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第29号**

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立県民文化会館管理規則（平成5年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条 項	改 正 前	改 正 後
第10条第5号	使用料	利用料金
第13条の見出し及び同条第1項		
第14条の見出し		
第14条第1項	使用料(	利用料金(
第14条	既納使用料	既納利用料
別表	使用料	利用料
様式第5号	使用料	利用料金
様式第6号		

## 附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第30号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章及び第 2 章 略 第 3 章 <u>削除</u> 第 4 章～第 6 章 略 (定義) 第 2 条 略  2 略 3 略 4 略  第 3 章 <u>削除</u>	目次 第 1 章及び第 2 章 略 第 3 章 <u>人口動態特別調査 (第 9 条 - 第15条)</u> 第 4 章～第 6 章 略 (定義) 第 2 条 略 2 <u>この規則において「人口動態特別調査」とは、市町村ごとの人口の変動の原因を把握し、県の人口施策、産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。</u> 3 略 4 略 5 略  第 3 章 <u>人口動態特別調査</u>  (調査の期日) 第 9 条 <u>人口動態特別調査は、毎月末日現在において行う。</u> (調査の対象) 第10条 <u>人口動態特別調査は、住民基本台帳第 8 条の規定による住民票の記載又は消除が行われる者のうち転入者及び転出者 (以下「調査対象者」という。)について行う。</u>

(調査事項)

第11条 人口動態特別調査は、調査対象者に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 転入者にあつては転入前の住所、転出者にあつては転出先の住所
- (2) 年齢階層別男女別人数
- (3) 転入又は転出をする理由
- (4) 就業予定の職業
- (5) 転入者にあつては、10年以上本県に居住していた者の有無

(調査の方法)

第12条 人口動態特別調査は、知事が調査票を調査対象者に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。

(申告の義務)

第13条 調査対象者は、前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。

(結果の公表)

第14条 知事は、第12条の調査票を集計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、人口動態特別調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第9条から第15条まで 削除

## 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第31号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和48年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第5条関係)		別表 (第5条関係)	
区 分	徴 収 額	区 分	徴 収 額
収入月額から必要経費及び8,000円を控除した額が20,340円を超える場合	1人月額 <u>20,340円</u>	収入月額から必要経費及び8,000円を控除した額が20,000円を超える場合	1人月額 <u>20,000円</u>
収入月額から必要経費及び8,000円を控除した額が20,340円以下の場合	略	収入月額から必要経費及び8,000円を控除した額が20,000円以下の場合	略
備考 略		備考 略	

## 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第32号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可証の交付)</p> <p><u>第1条の2</u> 知事は、<u>法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第1号による許可証を交付するものとする。</u></p>	

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の記載事項変更の届出)

第2条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第3条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第1号の2による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第9条第1項の変更の許可を受けた者及び法第9条の5第1項の許可を受けた者は、この限りでない。

2及び3 略

#### 第5条 削除

(産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項変更の届出)

第13条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第11条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第1号の2による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第15条の2の4第1項の変更の許可を受けた者及び法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可を受けた者は、この限りでない。

2 略

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2による報告書を知事に提出するものとする。

2 法12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を知事に提出するものとする。

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置して

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の記載事項変更の届出)

第2条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第3条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第1号による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第9条第1項の変更の許可を受けた者及び法第9条の5第3項の届出をした者は、この限りでない。

2及び3 略

(一般廃棄物の最終処分場に係る閉鎖の届出)

第5条 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場の設置者は、当該最終処分場を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項変更の届出)

第13条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第11条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第1号による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第15条の2第1項の変更の許可を受けた者及び法第15条の4において準用する法第9条の5第3項の届出をした者は、この限りでない。

2 略

(産業廃棄物の最終処分場に係る閉鎖の届出)

第16条 政令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置者は、当該最終処分場を閉鎖しようとするときは、様式第3号による届出書をあらかじめ知事に提出しなければならない。

ている事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を知事に提出するものとする。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を知事に提出するものとする。

(最終処分場の届出台帳の閲覧)

第17条 法第19条の10第3項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、様式第11号により行うものとする。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第18条 政令第15条第1項に規定する申請書は、様式第12号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第19条 政令第17条に規定する登録証明書(以下単に「登録証明書」という。)は、様式第13号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の変更の届出)

第20条 政令第18条の規定による届出は、様式第14号により行うものとする。

2 略

(廃棄物再生事業者の休廃止等の届出)

第21条 政令第19条の規定による届出は、様式第15号によるものとする。

(最終処分場の届出台帳の閲覧)

第17条 法第19条の5第3項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、様式第11号により行うものとする。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第18条 政令第14条第1項に規定する申請書は、様式第12号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第19条 政令第16条に規定する登録証明書(以下単に「登録証明書」という。)は、様式第13号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の変更の届出)

第20条 政令第17条の規定による届出は、様式第14号により行うものとする。

2 略

(廃棄物再生事業者の休廃止等の届出)

第21条 政令第18条の規定による届出は、様式第15号によるものとする。

様式第1号 (第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設 設置 許可証  
変更

年 月 日

住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般  
第9条第1項 変更

廃棄物処理施設であることを証する。

職氏名 印

許 可 の 年 月 日		許 可 番 号	
施 設 の 種 類 及 び 処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の見査を受けること。		

様式第1号の2 (第2条、第13条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可申請書等記載事項変更届出書  
産業廃棄物

職氏名 様

一般廃棄物 処理施設設置許可申請書(届出書)の記載事項に変更を生じたので、  
産業廃棄物 第2条第1項(第3項)の規定により、  
第13条第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許 可 年 月 日 (届 出 年 月 日)		年 月 日	
許 可 番 号			
施 設 の 種 類			
設 置 場 所			
変 更 の 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号 (第2条、第13条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可申請書等記載事項変更届出書  
産業廃棄物

鳥取県知事 殿

一般廃棄物 処理施設設置許可申請書(届出書)の記載事項に変更を生じたので、  
産業廃棄物 第2条第1項(第3項)の規定により、  
第13条第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許 可 年 月 日 (届 出 年 月 日)		年 月 日	
許 可 番 号			
施 設 の 種 類			
設 置 場 所			
変 更 の 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

様式第2号(第3条、第14条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可証再交付申請書  
産業廃棄物

職氏名 様

一般廃棄物 処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する  
産業廃棄物

法律施行細則 第3条第1項 第14条第1項 の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
再交付を受けようとする理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類  
一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証(失った場合を除く。)

様式第4号(第6条関係)

産業廃棄物処理業 許可証の再交付申請書  
特別管理産業廃棄物処理業

職氏名 様

産業廃棄物処理業 許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び  
特別管理産業廃棄物処理業

清掃に関する法律施行細則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
事業の 範囲	事業の種類
	取り扱う産業廃棄物の種類
再交付を受けようとする理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類  
産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)許可証(失った場合を除く。)

様式第2号(第3条、第14条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可証再交付申請書  
産業廃棄物

鳥取県知事 殿

一般廃棄物 処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する  
産業廃棄物

法律施行細則 第3条 第14条 の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
再交付を受けようとする理由	

添付書類

一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証(失った場合を除く。)

様式第4号(第6条関係)

産業廃棄物処理業 許可証の再交付申請書  
特別管理産業廃棄物処理業

鳥取県知事 殿

産業廃棄物処理業 許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び  
特別管理産業廃棄物処理業

清掃に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
事業の 範囲	事業の種類
	取り扱う産業廃棄物の種類
再交付を受けようとする理由	

添付書類

産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)許可証(失った場合を除く。)

様式第5号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )
電話番号

Table with 2 columns: 事業の範囲, 再生利用又は再生輸送の別. Rows include: 事業の範囲, 事務所の所在地, 事業場の所在地, 再生利用の目的, 再生利用の方法, 取引関係, 事業開始予定年月日.

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
2 取引関係を記載した書類
3 生活環境保全上の対策を記載した書類
4 再生利用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
5 住民票の写し(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)

様式第6号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証

住 所
氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定により、次のとおり

産業廃棄物再生利用業の指定をしたことを証する。

年 月 日

職氏名 印

Table with 2 columns: 指定年月日, 年月日, 指定番号. Rows include: 事業の範囲, 再生利用の方法, 取引関係, 指定の期限, 指定の条件.

様式第5号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

鳥取県知事 殿

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )
電話番号

Table with 2 columns: 事業の範囲, 再生利用又は再生輸送の別. Rows include: 事業の範囲, 事務所の所在地, 事業場の所在地, 再生利用の目的, 再生利用の方法, 取引関係, 事業開始予定年月日.

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
2 取引関係を記載した書類
3 生活環境保全上の対策を記載した書類
4 再生利用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
5 住民票の写し(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)

様式第6号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証

住 所
氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定により、次のとおり

産業廃棄物再生利用業の指定をしたことを証する。

年 月 日

鳥取県知事 印

Table with 2 columns: 指定年月日, 年月日, 指定番号. Rows include: 事業の範囲, 再生利用の方法, 取引関係, 指定の期限, 指定の条件.

様式第7号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )
電話番号

Table with 2 columns: 指定年月日, 年 月 日. Rows include 指定番号, 変更の内容 (再生活用又は再生輸送の別, 取り扱う産業, 廃棄物の種類), 変更の理由, 変更に係る再生利用の方法, 変更に係る取引関係, 変更予定年月日.

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
2 変更後の取引関係を記載した書類
3 変更後の生活環境保全上の対策を記載した書類
4 変更後の再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
5 変更後の委託関係を記載した書類
6 住民票の写し(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)
7 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第8号(第9条関係)

産業廃棄物再生利用業廃止届出書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業の全部を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )
電話番号

Table with 2 columns: 指定年月日, 年 月 日. Rows include 指定番号, 廃止年月日, 廃止した事業の範囲, 廃止の理由.

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第7号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

鳥取県知事 殿

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )
電話番号

Table with 2 columns: 指定年月日, 年 月 日. Rows include 指定番号, 変更の内容 (再生活用又は再生輸送の別, 取り扱う産業, 廃棄物の種類), 変更の理由, 変更に係る再生利用の方法, 変更に係る取引関係, 変更予定年月日.

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
2 変更後の取引関係を記載した書類
3 変更後の生活環境保全上の対策を記載した書類
4 変更後の再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
5 変更後の委託関係を記載した書類
6 住民票の写し(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)
7 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第8号(第9条関係)

産業廃棄物再生利用業廃止届出書

鳥取県知事 殿

産業廃棄物再生利用業の全部を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名
( 法人にあっては名称及び代表
者の氏名 )
電話番号

Table with 2 columns: 指定年月日, 年 月 日. Rows include 指定番号, 廃止年月日, 廃止した事業の範囲, 廃止の理由.

添付書類

- 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第9号 (第9条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名  
( 法人にあっては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

Table with 2 columns: Field Name, Value. Fields include: 指 定 年 月 日, 指 定 番 号, 変 更 年 月 日, 変 更 の 内 容 (変 更 事 項, 変 更 前, 変 更 後), 変 更 理 由.

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 産業廃棄物再生利用業指定証
2 当該変更事項の内容を証する書類

様式第10号 (第10条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業指定証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名  
( 法人にあっては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

Table with 2 columns: Field Name, Value. Fields include: 指 定 年 月 日, 指 定 番 号, 事 業 の 範 囲 (再 生 活 用 又 は 再 生 輸 送 の 別, 取 り 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 種 類), 再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由.

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証 (失った場合を除く。)

様式第9号 (第9条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

鳥取県知事 殿

産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名  
( 法人にあっては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

Table with 2 columns: Field Name, Value. Fields include: 指 定 年 月 日, 指 定 番 号, 変 更 年 月 日, 変 更 の 内 容 (変 更 事 項, 変 更 前, 変 更 後), 変 更 理 由.

添付書類

- 1 産業廃棄物再生利用業指定証
2 当該変更事項の内容を証する書類

様式第10号 (第10条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

鳥取県知事 殿

産業廃棄物再生利用業指定証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名  
( 法人にあっては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

Table with 2 columns: Field Name, Value. Fields include: 指 定 年 月 日, 指 定 番 号, 事 業 の 範 囲 (再 生 活 用 又 は 再 生 輸 送 の 別, 取 り 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 種 類), 再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由.

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証 (失った場合を除く。)

様式第11号 (第17条関係)

一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書  
産業廃棄物

職氏名 様

一般廃棄物 最終処分場の台帳の閲覧について、廃棄物の処理及び清掃に関する法  
産業廃棄物

律第19条の10第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
請求者 氏 名 印  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

最終処分場の設置場所	
設置者の住所 ( 法人にあっては、 主たる事務所の所 在 地 )	
設置者の氏名 ( 法人にあっては、 名称及び代表者の 氏 名 )	
請求の理由又は利用目的	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第12号 (第18条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第15条第1項  
の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

事務所の所在地		
事業場の名称		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業内容		
設 事業 業の 用に 供す る施	種 類	
	数 量	
	構造、設 備概要	
経 理 的 基 礎 に 関 する 資 料		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号 (第9条関係)

一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書  
産業廃棄物

鳥取県知事 殿

一般廃棄物 最終処分場の台帳の閲覧について、廃棄物の処理及び清掃に関する法  
産業廃棄物

律第19条の5第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
請求者 氏 名 印  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

最終処分場の設置場所	
設置者の住所 ( 法人にあっては、 主たる事務所の所 在 地 )	
設置者の氏名 ( 法人にあっては、 名称及び代表者の 氏 名 )	
請求の理由又は利用目的	

様式第12号 (第18条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

鳥取県知事 殿

廃棄物再生事業者の登録について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条第1項  
の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

事務所の所在地		
事業場の名称		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業内容		
設 事業 業の 用に 供す る施	種 類	
	数 量	
	構造、設 備概要	
経 理 的 基 礎 に 関 する 資 料		

様式第13号 (第19条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住 所  
氏 名  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。

年 月 日

職氏名 印

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
廃 棄 物 の 再 生 に 係 る 事 業 内 容	

様式第14号 (第20条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 印  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。  
添付書類  
当該変更事項の内容を証する書類

様式第13号 (第19条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住 所  
氏 名  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。

年 月 日

鳥取県知事 印

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
廃 棄 物 の 再 生 に 係 る 事 業 内 容	

様式第14号 (第20条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

鳥取県知事 殿

廃棄物再生事業者の登録事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 印  
( 法人にあっては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

添付書類  
当該変更事項の内容を証する書類

様式第15号 (第21条関係)

廃止  
廃棄物再生事業場 休止 届出書  
再開

職氏名 様

廃止  
廃棄物再生事業場の 休止 について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規  
再開

定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
廃 止 若 し く は 休 止 又 は 再 開 の 年 月 日	年 月 日
廃 止 若 し く は 休 止 又 は 再 開 の 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第16号 (第22条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

職氏名 様

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
施行細則第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
添付書類  
廃棄物再生事業者登録証明書 (失った場合を除く。)

様式第15号 (第21条関係)

廃止  
廃棄物再生事業場 休止 届出書  
再開

鳥取県知事 殿

廃止  
廃棄物再生事業場の 休止 について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18条の規  
再開

定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
廃 止 若 し く は 休 止 又 は 再 開 の 年 月 日	年 月 日
廃 止 若 し く は 休 止 又 は 再 開 の 理 由	

様式第16号 (第22条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

鳥取県知事 殿

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
施行細則第22条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 印  
( 法人にあつては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由	

添付書類  
廃棄物再生事業者登録証明書 (失った場合を除く。)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第10号の次に次の4様式を加える。

様式第10号の2 (第16条関係)

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物  
管理責任者設置 (変更) 報告書

年 月 日

職氏名 様

事業者  
住 所

氏 名 印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置 (変更) したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号
(フリガナ)	
特別管理産業廃棄物 管理責任者の職氏名	職名 氏 名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日及びその理由	年 月 日 (事由)
事務処理欄 (記入しないこと)	

添付書類 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了証の写し

様式第10号の3 (第16条関係)

産業廃棄物処理実績報告書 ( 年度)

年 月 日

職氏名 様

報告者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号							
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量 (単位 t/m <sup>3</sup> )				処理後の産業廃棄物の処分量 (単位 t/m <sup>3</sup> )			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
合 計								

- 注 1 前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。  
 2 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。

様式第10号の4 (第16条関係)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書 ( 年度)

年 月 日

職氏名 様

報告者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地		電話番号							
特別管理産業廃棄物の種類									
発 生		自 家 処 理				委 託 処 理			
発 生 施 設	発生量	運搬先	処分場所	処分方法	処分量	許可番号	受託者の氏名又は名称	運搬・処分の別	受託量
						住 所		処 分 の 方 法	

- 注 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した特別管理産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。単位はt又はm<sup>3</sup>とすること。
- 2 特別管理産業廃棄物の種類ごとに報告書を作成すること。
- 3 報告者が処理を委託した場合は、委託処理の欄の上段に収集運搬、下段に処分の内容を記載すること。

様式第10号の5 (第16条関係)  
その1

(表面)  
産業廃棄物  
特別管理産業廃棄物  
収集運搬業  
の運搬実績報告書 ( 年度)

年 月 日

職氏名 様

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者 (排出事業者又は収集運搬業者)			許可年月日	年 月 日	許可番号	引き渡した者		
	許可番号	氏名又は名称	受託量	名 称	運 搬 量	許可番号	氏名又は名称	引 渡 量	
住 所		住 所		住 所					
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類									



その2

(表面)  
 産業廃棄物の処分実績報告書 ( 年度)  
 特別管理産業廃棄物  
 中間処分業・最終処分業

年 月 日

職氏名 様

報告者  
 住 所  
 氏 名 印  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者 (排出事業者又は処分業者)			許 可 年 月 日			年 月 日			許 可 番 号		
	委 託 者			処 分			受 託 者					
	許可番号	氏名又は名称	受 託 量	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量		
住 所		処 分 場 所			住 所							
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類												





附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する様式による申請書、届出書又は請求書については、当分の間、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する様式による申請書、届出書又は請求書とみなす。

